平成２９年（フ）第３７３号
京都府宇治市木幡北山畑14番地の２　藤村マンション13号
債務者　大矢　純子（旧姓大塚）
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４４２号
京都市右京区太秦上ノ段町10番地　エル・カーサー618号
債務者　中西　和美
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第９９１号
堺市北区中長尾町４－５－３、住民票上の住所堺市堺区向陵東町３丁８番１－1311号
債務者　田原　友子
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２５２号
大阪府松原市河合５丁目245番地（934号）、前住所大阪市住之江区南港中３丁目９番26－201号
債務者　加納　翔
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２９１号
堺市堺区櫛屋町東１丁２番20－705号
債務者　森　勝治
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３２２号
堺市中区福田456番地１　ピーターサリー205号
債務者　今西　伸吾
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３２３号
大阪府羽曳野市はびきの７丁目532番地の８
債務者　今西　吾郎
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３５１号
堺市中区八田西町３丁６番３号　稲本グリーンハイツＢ棟202号
債務者　中嶌　章博
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３６０号
堺市北区南花田町120番地１　コートハウスアージュ203、前住所大阪府枚方市高野道２丁目38番24号
債務者　西村亜由美
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３７７号
堺市南区茶山台２丁１番22－310号
債務者　西村　俊文
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１１５号
熊本県阿蘇郡西原村大字小森3156－１　Ａ16－２　小森仮設第１団地、住民票上の住所熊本県阿蘇郡西原村大字布田1658番地
債務者　小栗　誠博
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１６１号
熊本県合志市栄2106番地３
債務者　工藤ゆかり
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１０５号
沖縄県中頭郡西原町字我謝194番地の２（ティーダ西原101号）
債務者　城間　愛美（旧姓西玉榮・宮里）
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１１２号
沖縄県那覇市若狭３丁目12番13号　親川アパート302
債務者　山内　雅弘
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第４９号
岩手県花巻市東宮野目第１地割66番地20
債務者　金田みゆき
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第７４号
岩手県奥州市胆沢区小山字下笹森68番地６、旧住所岩手県奥州市胆沢区小山字後嘉藤605番地２
債務者　佐藤　正春
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第２１号
福島県喜多方市塩川町中屋沢字フイラ石乙1512番地１、前住所福島県喜多方市字屋敷免3988番地４　コーポＮＯＢＥ306号
債務者　長谷川芳吉
1　決定年月日時　平成29年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係